

# 欧米の認証機関の公平性確保に関する規定について

---

# 認証機関によるコンサルティングについて

- 第6回検討会において構成員からいただいたご質問「海外において認証機関自体が認証取得の支援やコンサルティングを行うことは可能なのか。」について、欧米の認証機関に求められる公平性の確保に関する規定を確認。
  - 認証機関は、その認証業務の公平性を確保するため、申請者に対して認証取得の支援やコンサルティングを行うことはできない。ただし、認証業務における申請者への所見の説明や要求事項の明確化、技術情報やガイダンスの提供を妨げるものではない。
  - 認証機関としての業務を行う法人や、その法人と関係のある法人が、認証機関以外の活動を行っている場合は、その活動が認証機関としての業務の公平性に影響を与えないことを確実にする必要がある。

認証機関	認証機関の公平性の確保、コンサルティングの提供に関する規定
米国 Telecommunication Certification Body:TCB	<p><a href="#">TCB PROGRAM ROLES AND RESPONSIBILITIES(2019)</a>  <b>II. TCB PROGRAM ROLES AND RESPONSIBILITIES</b>  <b>F. Impartiality</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ISO/IEC 17065:2012 の要求に従い、<b>TCB は、TCBの関連機関の活動が、認証に関する決定の機密性、客観性及び公平性に影響を与えないことを確実にしなければならない。</b>TCBの評価の一環としてTCBがどのように公平性を管理しているかを示し、認証機関として商業的、財政的、またはその他の圧力によって公平性を損なうことがないようにしなければならない。特に、認証を行う要員が <b>ISO/IEC 17065:2012のコンサルタント業務に関する要求事項(※次頁参照)</b>を満たすよう、努力しなければならない。</li> </ul>
欧州 Notified Body: NB	<p><a href="#">The 'Blue Guide' on the implementation of EU product rules 2022</a>  <b>5.2.1. Conformity assessment bodies and notified bodies より一部抜粋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NBとその職員は公平性を保証するため、判断に影響を及ぼす可能性のある商業的、財政的、その他の圧力から解放されなければならない。また、NBはその業務が外部から影響を受けないための手順を実装しなければならない。特に、<b>組織がNB以外の活動を行う場合は、組織の構造がその公平性を保護するものでなければならない。</b></li> <li>• NBは、製造者、公認代理店、供給者又はそれらの商業的競争相手であってはならず、また、対象となる製品の設計、製造、マーケティング又は保守に関して、<b>これらの者のいずれに対してもコンサルタント又はアドバイスを提供する(又は提供した)者であってはならない。</b>ただし、製造業者、公認代理店、供給者及びNBの間で<b>技術情報及びガイダンスを交換する可能性を排除するものではない。</b></li> </ul>

## JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC 17065:2012)

### 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 抜粋

- 4.2.6 認証機関、並びに認証機関が属する同じ法人及び認証機関の組織統制(organizational control)(7.6.4参照)の下にある法人のいかなる部門も、次の事項を行ってはならない。
    - a) 認証された製品の設計、製造、据付け、流通又は保守
    - b) 認証されたプロセスの設計、実施、運用又は維持
    - c) 認証されたサービスの設計、実施、提供又は維持
    - d) 依頼者へのコンサルティング(3.2参照※)の申出又は提供
    - e) 認証スキームが依頼者のマネジメントシステムの評価を要求している場合、その依頼者への、マネジメントシステムのコンサルティング又は内部監査の申出又は提供

注記1 これは、次を妨げるものではない。

    - － 認証機関と依頼者との情報交換(例えば、所見の説明又は要求事項の明確化)
    - － 認証機関の運営に必要な、認証した製品の使用、据付け及び保守

注記2 “マネジメントシステムのコンサルティング”は、JIS Q 17021:2011の3.3に定義されている。
- ※3.2においてコンサルティング(consultancy)は、次のいずれかに関与することと定義。

a) 認証された又は申請された製品の、設計、製造、据付け、保守又は流通。

b) 認証された又は申請されたプロセスの、設計、実施、運用又は維持。

c) 認証された又は申請されたサービスの、設計、実施、提供又は維持。

注記 この規格では、“コンサルティング”という用語は、認証機関、認証機関の要員、認証機関に関連する組織、及び認証機関にリンクされた組織の活動に関連して用いられる。
- 4.2.7 認証機関は、認証機関と関係のある別法人の活動、又は認証機関がその一部を構成する法人と関係のある別法人の活動が、認証活動の公平性を損なわないことを確実にしなければならない。
 

注記 4.2.3の注記1参照。

4.2.3.注記1は以下の通り。

認証機関の公平性に対するリスクとなる関係としては、所有、統治、マネジメント、要員、共有資源、財務、契約、マーケティング(ブランド設定を含む。)、及び売上手数料の支払い又は新規依頼者の紹介に関わるその他の誘引条件に基づく関係が挙げられる。
  - 4.2.8 4.2.7に示す別法人が、認証された製品(申請された製品を含む。)を販売するか若しくは生産する、又はコンサルティング(3.2参照)を申し出るか若しくは提供する場合、認証機関の管理層の要員並びにレビュー及び認証の決定のプロセスに関わる要員は、その別法人の活動に従事してはならない。また、その別法人の要員を、認証機関のマネジメント、レビュー、及び認証の決定に関与させてはならない。
 

注記 評価を行う要員については、公平性に関する要求事項を箇条6に規定しており、また、追加の要求事項が6.2.1及び6.2.2.1に示したその他の関連する規格に規定されている。
  - 4.2.9 認証機関の活動は、コンサルティング(3.2参照)を提供する組織の活動と結び付けてマーケティング又は営業してはならない。認証機関は、特定のコンサルティング組織を用いれば、認証が簡単、容易、迅速又は廉価になると、明示又は暗示してはならない。
  - 4.2.10 認証機関は、要員がコンサルティング(3.2参照)を提供した製品のレビュー又は認証の決定に、認証機関が規定する期間、その要員に従事させてはならない。
 

注記1 この期間は、認証スキームで規定することができ、認証機関が規定する場合は、レビュー又は決定が公平性を損なわないことを確実にするために十分な期間とされる。期間は、2年間とされることが多い。

注記2 評価を行う要員については、公平性に関する要求事項を箇条6に規定しており、また、追加の要求事項が6.2.1及び6.2.2.1に示したその他の関連する規格に規定されている。